

報道関係各位

件 名 市県民税の課税誤りについて

1 概要

令和 4 年度の市県民税の課税決定において、令和 3 年分の事業所得、不動産所得等を確定申告された方のうち、損失の繰越控除額を最終年分として申告した 28 名の方について、令和 3 年分の所得から差し引くべき繰越控除額を差し引くことなく、令和 4 年度の市県民税を算定し、総額で約 324 万円多く課税決定していたことが判明しました。

また、過去の年度分につきましても、令和 3 年度分の市県民税について、同様の誤りにより、2 名の方に総額で約 112 万円多く課税していたことが判明しました。

該当する 30 名の方には、お詫びするとともに個別に説明し、税額修正及び還付の手続きを行いました。

関係する皆様方にご迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫び申し上げます。

今後は、再発防止に向けた対策を講じ、税務行政の信頼回復に向けて鋭意取り組んでまいります。

担当者 飯能市市民税課長 浅見
連絡先 042-973-2115